



平成 20 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-3580-0751)

包括的新株式発行プログラムに基づく新株式発行 第 4 回(11 月分)中止のお知らせ

当社は、包括的新株発行プログラムに関して、平成 20 年 6 月 19 日付発表の「第三者割当による株式買取基本合意書締結」に続き、平成 20 年 7 月 15 日付発表の「第三者割当による包括株式買取契約書締結」を行っており、平成 20 年 8 月 1 日に包括的新株式発行プログラムに基づく第 1 回（8 月分）新株式発行を決議し、平成 20 年 8 月 18 日にその払込を完了し、第 2 回（9 月分）、第 3 回（10 月分）は割当先からの申し出により、中止されております。

今回、当社からの申し出により、第 4 回(11 月分)の新株式発行を中止することとなりましたので、お知らせいたします。今回の中止は、平成 20 年 7 月 15 日付「第三者割当による包括株式買取契約書（包括的新株発行プログラム）締結のお知らせ」に記載の通り、包括的新株発行プログラムにおいて、双方（当社、割当予定先）が、12 回のうちそれぞれ 2 回ずつ発行を中止する権利を有しており、その権利を当社が行使したものです。

なお、包括的新株式発行プログラムの詳細については、平成 20 年 7 月 15 日付「第三者割当による包括株式買取契約書（包括的新株発行プログラム）締結のお知らせ」及び同月 29 日付「第三者割当による包括株式買取契約書（包括的新株発行プログラム）変更のお知らせ」をご参照ください。

以 上